

誰でもわかる発明の取扱いとその手続きについて

1. はじめに

関連規程として、金沢大学には、次の3つがあります。

- ①金沢大学職務発明等取扱規程
本学教職員がした発明の取扱いを定めています。
- ②金沢大学学生等発明取扱規程
教育の過程で本学学生がした発明の取扱いを定めています。
- ③金沢大学職務発明補償金支払規程
本学に譲渡された発明に対する補償金を定めています。

これら内容のご理解を深めて頂くために、職務発明制度及び、規程の概要を説明いたします。

2. 職務発明とは？

教職員の仕事(業務)で生み出される発明を職務発明と言います。

大学の業務

職務発明
(仕事で生み出した発明)

職務発明以外の発明
(大学の業務範囲に属する発明)

3. 職務発明の取扱い

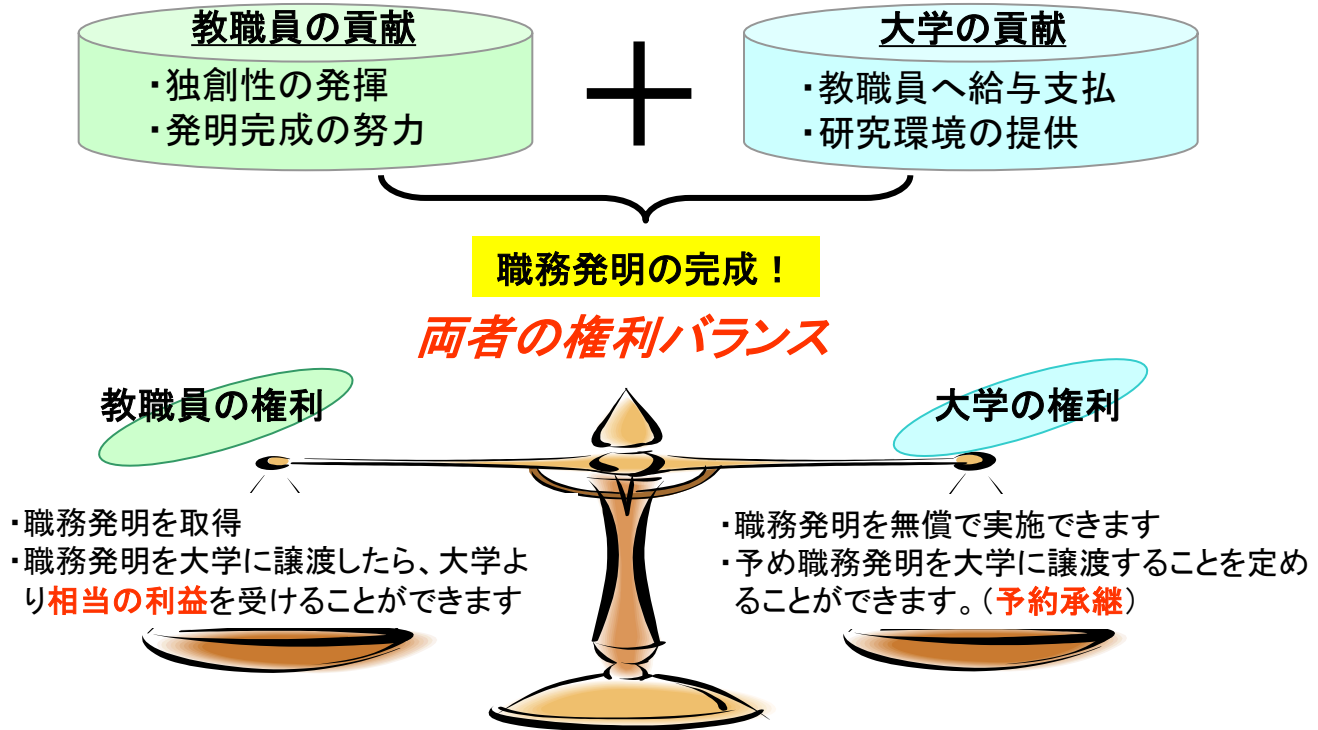
職務発明をした発明者に認められる特許出願できる権利(特許を受ける権利)は、特許法および金沢大学職務発明等取扱規程に基づいて、特段の事情がない限り、大学に譲渡して頂きます(予約承継といいます)。

なお、特許を受ける権利を大学に譲渡しても発明者としての地位は残りますので、特許掲載公報等には氏名等が掲載されます。



4. 職務発明に対する大学と教職員の関係は？

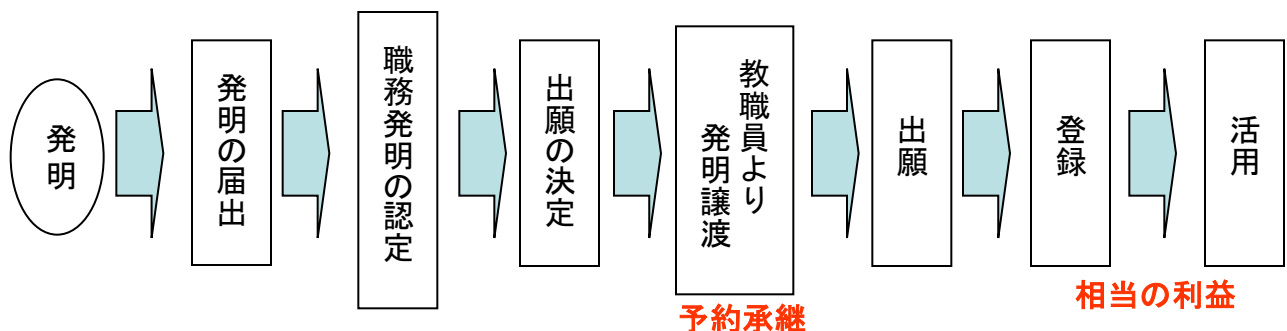
職務発明は教職員の貢献と、大学の貢献により完成します。従って、従業員のみならず、大学にも様々な権利が発生し、両者のバランスが図られています。



5. 教職員が発明をした場合の手続きフローは？

大学では、発明が最大限活用される様に、金沢大学職務発明等取扱規程で、職務発明の扱いを定めています。概略フローは次の通りです。

- ①発明の活用促進のため、職務発明でないと判断した時、職務発明の出願をしない時は発明を教職員が取得し、更に教職員が兼業等で発明を活用する時、発明者に権利を譲渡することもあります。
- ②大学で職務発明の出願決定をした時、発明譲渡をして頂きます(予約承継)。
- ③出願がなされた場合、権利の活用、譲渡がされた場合、教職員は、相当の利益として、出願補償金、実施、譲渡補償金を受けることができます。



6. 発明補償金は何時、いくら貰えるの？

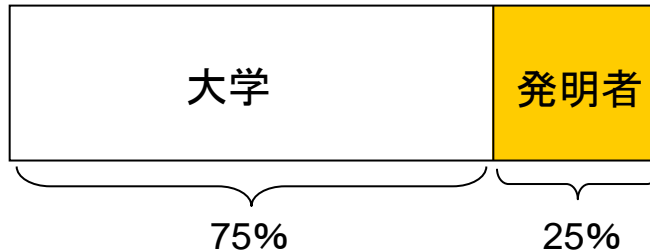
職務発明を大学に譲渡した場合、教職員は大学から相当の利益を受けることができます。

- ・その利益は、教職員と大学間の合理的な取決めを経て決定され、金沢大学職務発明補償金支払規程に詳細が定められており、

①職務発明に係る出願がなされた時；
10,000円の出願補償金が支払われます。

②職務発明に係る出願、特許が活用された時
実施、譲渡等の収入の一定額(25%)が実施許諾(使用)又は譲渡の補償金として支払われます。

実施、譲渡等の収入



7. 学生が発明した場合の扱いは？

学生の皆様は大学の教職員ではありませんので、上記の金沢大学職務発明等取扱規程、金沢大学職務発明補償金支払規程は適用されません。しかし、学生の皆様の発明については、金沢大学学生等発明取扱規程が適用されますので、ご理解ください。概略は次の通りです。

教育の過程で生じた発明は大学に届け出て頂きます。
これは、大学の研究成果を確認するためです。

この発明については本学に譲渡することができます。
譲渡するor譲渡しないは学生の皆様の自由意志です。

譲渡された場合の扱い

譲渡された発明の扱い→金沢大学職務発明等取扱規程に従う
補償金→金沢大学職務発明補償金支払規程に従う

以上